

(案)

自動体外式除細動器 (AED)

貸借契約書

(那覇市コンビニ AED 設置事業)

(令和8年9月1日～令和16年8月31日)

那覇市消防局 (救急課)

自動体外式除細動器（AED）賃貸借業務契約書

那覇市（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）の間に、自動体外式除細動器（AED）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、甲が使用する自動体外式除細動器（以下「賃借物件」という。）について、乙は別添「自動体外式除細動器（AED）賃貸借業務契約仕様書」に定める賃借物件を提供し、甲はこれに対する賃借料を支払うものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年9月1日から令和16年8月31日までとする。乙は賃貸借契約期間の満了の3ヶ月前までに甲に対し、賃貸借契約が満了する旨を文書により通知するものとする。

（納期及び検収）

- 第3条 乙は、賃借物件を令和8年8月31日までに、甲の定める場所に納入するものとする。
- 乙は、賃借物件を納入する場合には、その旨を甲に通知し、甲は乙の立会いの下、仕様書に基づき賃借物件の検収を実施するものとする。
 - 甲は前項に記載する検収の結果、賃借物件の全部又は一部が仕様書の記載内容に反していると認められる場合、乙に対して賃借物件の全部又は一部の交換を請求することが出来るものとする。
 - 納入日については、乙が前項に記載する検収に合格した日時とする。

（契約金額）

第4条 賃貸借契約期間中における、契約金額の総額は、●●●円（うち消費税及び地方消費税●●●円）、月額は●●●円（うち消費税及び地方消費税●●●円）、年額については、別添「賃借料支払い確認書」のとおりとする。

（契約保証金）

第5条 甲是那覇市契約規則第30条第1項第3号に基づき、乙の契約保証金を免除する。

（賃借料の請求及び支払）

第6条 甲が乙に支払う賃借料については、年払い（後払い）とし、別添「賃借料支

払い確認書」のとおりとする。

- 2 甲の乙に対する賃借料の支払い義務については、第3条第4項に基づく契約日をもって生じるものとする。但し、乙による賃借物件の納入が、第3条第1項の期間を過ぎた場合には、当該納入日から日割りで算出した賃借料を、当該月の賃借料として支払うものとする。
- 3 乙は各年度の賃貸契約期間満了後、翌月10日までに賃借料（消費税及び地方消費税を含む）を甲に対して請求するものとし、甲は、乙から賃借料の請求を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（消費税額等の増減）

第7条 前条の賃借料は、税法の改正により消費税等の税率が増減した場合には、改正税法施行日以降における増減後の税率により計算した賃借料とし、甲は乙の請求に従いこれを支払うものとする。

（保証・管理）

- 第8条 甲は、業務を遂行する上で賃借物件に故障、破損等が生じた場合には、契約期間内において、乙に対しその是正を求める事ができるものとする。但し甲の故意又は重過失によるものである場合を除く。また、本契約金額は消耗品の交換及び費用を含むものとする。
- 2 甲は、乙の提供する賃借物件の取扱説明書及び乙からの注意事項ならびに遵守事項に基づき、善良な管理をもって賃借物件を使用し、その正常な状態を確保するものとする。

（禁止事項）

- 第9条 甲及び乙は、その相手方の承諾なく、本契約に基づく権利を他に譲渡し、又賃借物件を他に転貸してはならないものとする。
- 2 甲は、賃借物件の改造、他の装置の取付けなどの行為をしてはならないものとする。

（甲の契約解除権）

- 第10条 甲は、乙が本契約に違反した場合、相当の期間を定めて催告し、なお是正されない時は本契約を解除することが出来るものとする。
- 2 前項の場合、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。
 - 3 前項の損害賠償額は、甲乙協議の上、決定する。

（乙の解約解除権）

第11条 乙は、甲が本契約に違反した場合、相当の期間を定めて催告し、なお是正

されない時は本契約を解除することが出来るものとする。

- 2 前項の場合、乙の甲に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。
- 3 前項の損害賠償額は、甲乙協議の上、決定する。

(機密の保持)

第 12 条 乙または乙の代理人は、賃借物件の契約にあたって知り得た甲の業務上の機密事項を第三者に漏洩し、または他の目的に利用してはならないものとする。

(協議事項)

第 13 条 本契約に定めのない事項については、那覇市契約規則及びその他法令に定めるもののほか、必要に応じて甲乙協議した上で定めるものとする。

(契約の証)

第 14 条 本契約を証するため、本契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自がその 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那 覇 市
那 覇 市 長 知 念 覚

乙 ● ● ●
● ● ●
● ● ●